平成28年に差別解消法3法が
施行されました！！

平成28年
12月16日施行！

部落差別解消推進法

※正式名称は、「部落差別の解消の推進に関する法律」です。

当該法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況が変化していることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識の下に部落差別を解消することを目的とし、部落差別解消に関する施策は、すべての国民が等しく基本的人権を享有する個人として尊重されるという理念にのっとり、部落差別解消の必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現するためのものです。

また、地方公共団体には次の責務があります。

1　相談体制の充実

部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実に努める

2　教育及び啓発

部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努める

本市では、様々な機会をとらえ、部落差別を解消するために啓発活動に努めます。また、部落差別により人権侵害を受けた際の相談に応じます。必要に応じ、大阪法務局や関係機関と連携した対応を行います。

【部落差別等に関する相談窓口】

※部落差別をはじめとした様々な差別事象に関する相談に応じます。

≪柏原市≫人権いろいろ相談（面接相談・電話相談）
電話　072－972－6100
平日相談：毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時
＊祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

※秘密は厳守します！！

≪法務省≫みんなの人権110番（全国共通人権相談ダイヤル）
電話　0570－003－110
平日相談：毎週平日午前8時30分から午後5時15分まで
＊祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

≪大阪府≫人権相談窓口
相談専用電話　06－6581－8634
平日相談：毎週、月曜日～金曜日 午前9時30分～午後5時30分
＊祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く
夜間相談：毎週、火曜日 午後5時30分～午後8時30分
＊祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除く

平成28年
4月1日施行！

障害者差別解消法

※正式名称は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」です。

この法律は、障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指しています。

「不当な差別的取扱いの禁止」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者が、障がいのある人に対して、正当な理由なく、障がいを理由として差別することを禁止しています。

「合理的配慮の提供」とは？

この法律では、国・都道府県・市町村などの役所や、会社やお店などの事業者に対して、障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応すること（事業者に対しては、対応に努めること）を求めています。

平成28年
6月3日施行！

ヘイトスピーチ解消法

※正式名称は、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組みの推進に関する法律」です。

ヘイトスピーチ、許さない。

特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動を見聞きしたことがありますか。こうした言動は、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。違いを認め、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

柏原市 市民部 人権推進課